

改正案	現行
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）の一部を次のように改正する。 第三条の二から第四条の十一までの改正規定（現行のとおり） 第四条の十一の二中「都内削減量の発行が可能な期間（都内削減量に係る対策の実施を開始した日の属する年度又は当該年度の翌年度のうち事業者が選択する年度から起算して、当該対策の種類に応じて五箇年度又は十箇年度のいずれかとして知事が別に定める期間とする。）内において都内削減量を算定する年度（以下この条において「算定年度」という。）ごとに算定する、次に掲げる量のうち、いずれか小さい」を「都内削減量を算定する事業所等における第一号の量から第二号及び第三号の量を控除した量を、知事が別に定める方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した」に改め、同条に次のただし書を加える。 ただし、地球温暖化対策事業者等が、当該事業所等に係る地球温暖化対策報告書を知事に提出した年度の前年度の末日時点で<u>第四条第一項各号に掲げる者（第五条の十七第二項に規定する要件に該当するものを除く。）</u>に該当する場合には、第一号の量から第二号の量を控除した量のうち知事が別に定める量を知事が別に定める方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量とする。 第四条の十一の二各号から第四条の十五までの改正規定（現行のとおり） 第四条の十六に次の二項を加える。 6（現行のとおり）	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）の一部を次のように改正する。 第三条の二から第四条の十一までの改正規定（略） 第四条の十一の二中「都内削減量の発行が可能な期間（都内削減量に係る対策の実施を開始した日の属する年度又は当該年度の翌年度のうち事業者が選択する年度から起算して、当該対策の種類に応じて五箇年度又は十箇年度のいずれかとして知事が別に定める期間とする。）内において都内削減量を算定する年度（以下この条において「算定年度」という。）ごとに算定する、次に掲げる量のうち、いずれか小さい」を「都内削減量を算定する事業所等における第一号の量から第二号及び第三号の量を控除した量を、知事が別に定める方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した」に改め、同条に次のただし書を加える。 ただし、地球温暖化対策事業者等が、当該事業所等に係る地球温暖化対策報告書を知事に提出した年度の前年度の末日時点で<u>第四条第一項第一号に掲げる者（第五条の十七第二項に規定する要件に該当するものを除く。）</u>に該当する場合には、第一号の量から第二号の量を控除した量のうち知事が別に定める量を知事が別に定める方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量とする。 第四条の十一の二各号から第四条の十五までの改正規定（略） 第四条の十六に次の二項を加える。 6（略）

7 前項の規定にかかわらず、次の表一の項及び三の項に掲げる事業所の種類に該当するものの第四期削減義務率は、同欄に掲げる事業所の種類に応じ、前項の表上欄に掲げる事業所の種類に応じた当該中欄に掲げる割合から、次の表の下欄に掲げる割合を減じて得た割合、同表二の項に掲げる事業所の種類に該当するものの第四期削減義務率は、前項の表上欄に掲げる事業所の種類に応じた当該中欄又は下欄に掲げる割合から、次の表の下欄に掲げる割合を減じて得た割合とする。

事務所の種類	割合
一 第一期該当事業所のうち、主たる用途が病院その他の医療施設で構成されるもの（三に掲げる事業所を除く。）	（現行の とおり）
二 知事が別に定める基準となる期間における他人から供給された電気に係る原油換算エネルギー使用量の、当該期間における全ての燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める割合が平均で二割未満である事業所（三に掲げる事業所を除く。）	（現行の とおり）
三 一及び二のいずれにも該当する事業所	（現行の とおり）

第四条の十七第四項から第五条の二十第三項の改正規定まで（現行のとおり）

附則
別表第十一項の改正規定（現行のとおり）
別表第一の三の二の改正規定（現行のとおり）
別表第一の三の改正規定（現行のとおり）

1 及び 2（現行のとおり）

7 前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる事業所の種類に該当するものの第四期削減義務率は、同欄に掲げる事業所の種類に応じ、前項の表上欄に掲げる事業所の種類に応じた当該中欄に掲げる割合から、次の表の下欄に掲げる割合を減じて得た割合とする。

事務所の種類	割合
一 第一期該当事業所のうち、主たる用途が病院その他の医療施設で構成されるもの（三に掲げる事業所を除く。）	（略）
二 知事が別に定める基準となる期間における他人から供給された電気に係る原油換算エネルギー使用量の、当該期間における全ての燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める割合が平均で二割未満である事業所（三に掲げる事業所を除く。）	（略）
三 一及び二のいずれにも該当する事業所	（略）

第四条の十七第四項から第五条の二十第三項の改正規定まで（略）

附則
別表第十一項の改正規定（略）
別表第一の三の二の改正規定（略）
別表第一の三の改正規定（略）

1 及び 2（略）

3 次の表の上欄に掲げる事業所の種類に該当するものの新規則第四条の十六第六項及び第七項に規定する第四期削減義務率は、これらの規定にかかわらず、同欄に掲げる事業所の種類に応じ、当該中欄に掲げる期間に限り、当該下欄に掲げる割合とする。ただし、次の表の上欄に掲げる事業所の種類に該当し、かつ、新規則第四条の十六第七項の表二の項に掲げる事業所の種類に該当する場合における第四期削減義務率は、次の表上欄に掲げる事業所の種類に応じた当該下欄に掲げる割合から、同項の表の下欄に掲げる割合を減じて得た割合とする。この場合において、附則第十二項の規定の適用については、同項中「第四条の十六各項に規定する削減義務率」とあるのは、同表一の項に掲げる事業所について適用する場合にあつては当該中欄に掲げる期間に限り「第四条の十六第六項の表の上欄に掲げる事業所の種類に応じ、当該下欄に掲げる割合」と、同表二の項及び三の項に掲げる事業所について適用する場合にあつては当該中欄に掲げる期間に限り「第四条の十六第六項の表の上欄に掲げる事業所の種類に該当し、附則第三項の表下欄に掲げる割合」とする。	3 次の表の上欄に掲げる事業所の種類に該当するものの新規則第四条の十六第六項及び第七項に規定する第四期削減義務率は、これらの規定にかかわらず、同欄に掲げる事業所の種類に応じ、当該中欄に掲げる期間に限り、当該下欄に掲げる割合とする。この場合において、附則第十二項の規定の適用については、同項中「第四条の十六各項に規定する削減義務率」とあるのは、同表一の項に掲げる事業所について適用する場合にあつては当該中欄に掲げる期間に限り「第四条の十六第六項の表の上欄に掲げる事業所の種類に該当し、当該下欄に掲げる割合」と、同表二の項及び三の項に掲げる事業所について適用する場合にあつては当該中欄に掲げる期間に限り「第四条の十六第六項の表の上欄に掲げる事業所の種類に該当し、附則第三項の表下欄に掲げる割合」とする。
--	--

事業所の種類				期間		割合		
一 特定地球温暖化対策事業所に該当した年度（事業所区域の変更に伴い新たな指定を受けた特定地球温暖化対策事業所（以下「新指定事業所」という。）にあつては、新指定事業所の区域にその区域の全部又は一部が含まれる旧指定事業所（事業所区域の変更の前に指定を受けた指定地球温暖化対策事業所をいう。）が特定地球温暖化対策事業所に該当した年度のうち最も早い年度又は知事が条例第五十条の十三第一項第三号ウに定める量を基準排出量として定めた事業所が初めて特定地球温暖化対策事業所に該当した年度。以下「該当年度」という。）が平成二十三年度から平成二十六年度までの間である事業所				（現行のとおり）				
		（現行のとおり）						
（現行のとおり）		（現行のとおり）						（現行のとおり）
		（現行のとおり）						（現行のとおり）

事業所の種類				期間		割合		
一 特定地球温暖化対策事業所に該当した年度（事業所区域の変更に伴い新たな指定を受けた特定地球温暖化対策事業所（以下「新指定事業所」という。）にあつては、新指定事業所の区域にその区域の全部又は一部が含まれる旧指定事業所（事業所区域の変更の前に指定を受けた指定地球温暖化対策事業所をいう。）が特定地球温暖化対策事業所に該当した年度のうち最も早い年度又は知事が条例第五十条の十三第一項第三号ウに定める量を基準排出量として定めた事業所が初めて特定地球温暖化対策事業所に該当した年度。以下「該当年度」という。）が平成二十三年度から平成二十六年度までの間である事業所				（略）				
（略）		（略）						
		（略）						（略）
（略）		（略）						（略）

5 から 14 まで				三該年度が令和七 年度から令和十年度ま での間である事業所		
				(現行のとおり)		
	(現行のとおり)			(現行のとおり)		
		(現行のとおり)		(現行のとおり)		
	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
5 から 14 まで				三該年度が令和七 年度から令和十年度ま での間である事業所		
				(略)		
	(略)			(略)		
		(略)		(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)